

# 令和2年度「学校図書館支援図書1000冊プラン」貸出・返却要領

## 1 貸出図書

貸出図書は、一つの段ボール箱に**40冊**ずつ入っています。最初に各箱に入っている冊数を確認してください。

## 2 図書の貸出・返却

貸出図書は1年間指定地域に貸し出し、令和3年2～3月に返却していただきます。貸出図書の配本・回収は、当館の「市町村支援協力車」で行います。日程・場所等は、教育委員会・学校と相談の上で決定し、後日連絡いたします。

## 3 返却時の留意事項

- (1) 自校や自館の本と区別するため、背表紙にシール等を活用した場合、返却時にはシールをはがし、シール跡の汚れ等も落として貸出時の状態に戻してください。
- (2) 図書を箱に入れる際には、「団体貸出一覧表」を利用して本を確認してください。1箱に40冊ずつ、できるだけ背表紙を上にして、本の題名が見えやすいように入れてください。確認が終わったら、「団体貸出一覧表」を箱に入れて返却してください。
- (3) 破損した図書がありましたら、付箋を貼る・袋に入れる等、他の図書と区別がつく工夫をして箱に入れ、その旨をメモ等にお書き添えください。破損図書の補修は、返却後に当館が行います。セロテープ等で補修しないでください。
- (4) 紛失等により返せない図書がある場合には、「未返却図書一覧」（様式4）を作成し、提出してください。見つかった場合、年度内に当館地域協力係まで、持参または郵送等で届けてください。

## 4 貸出図書の亡失・汚破損等について

貸出図書が亡失または汚破損等により、以後の使用に耐えない状態となった場合は、別に定める「学校貸出用図書館資料賠償要項」を適用します。同要項の規定により、亡失・汚破損等の原因が児童による場合は、賠償を免除することができます。

## 5 その他

関係文書の様式は、県立図書館HPの【[トップページ](#) - [利用者別ナビ](#) - [学校関係者の方へ](#) - [県立図書館の学校支援](#) - [学校への貸出](#) - [学校図書館 1000冊プラン](#)】

([https://www.library.pref.gunma.jp/?page\\_id=607](https://www.library.pref.gunma.jp/?page_id=607)) からダウンロードできます。

不明な点等がありましたら、御相談ください。

【連絡先】群馬県立図書館 地域協力係 〒371-0017 前橋市日吉町1-9-1

TEL 027-231-3336 FAX 027-235-4196